

広域飯能斎場施設整備計画

令和6年1月

広域飯能斎場組合

目 次

1. 計画の目的と概要	1
2. 広域飯能斎場の現状と将来推計	2
3. 必要炉数と必要機能	10
4. 火葬炉設備計画	11
5. 建替え計画	12
6. 事業実施計画	17

1. 計画の目的と概要

1. 計画の目的と概要

1) 計画の目的と背景

広域飯能斎場組合広域飯能斎場は、昭和 56 年(1981 年)に開設され、開設後 40 年以上が経過している。住民サービスの向上を図るため、施設の補修や増改築を行ってきたが、建物全体の老朽化が見られるとともに、現在の環境基準を満たしていない火葬炉設備、火葬件数の増大に伴う火葬能力不足、更に葬送習慣の変容などへの対応、対策が求められている。

こうしたことから、広域飯能斎場組合では、組合構成市とともに広域飯能斎場のあり方検討会議や組合構成市担当課長会議を開催し、今後の広域飯能斎場の施設整備について検討を行ってきた。

その結果、工事期間中は、葬祭場の使用ができず建物配置に制限を受けるものの、既存施設を稼働しながら、将来の火葬需要に対応する施設を建設するため、現地建替えの手法により整備事業を計画する方針を定めたところである。

本計画は、広域飯能斎場組合が計画する新斎場の建設に向け、現斎場の現状や課題を再度整理し、建設のための具体的な内容を定めるものとする。

2) 基本方針

① 火葬需要や葬送の多様化に対応できる施設づくり

⇒将来の火葬需要や葬送の多様化への対応が可能で、利用者のニーズに的確に応える施設とする。

② 落ち着きとやすらぎを感じる施設づくり

⇒人生の終焉の場として、遺族や会葬者の心情やプライバシーに配慮し、地元の木材を利用したあたたかな雰囲気、落ち着きとやすらぎを感じられる施設とする。

③ 人にやさしく、安心して利用できる施設づくり

⇒ユニバーサルデザインの採用や分かりやすい動線など、誰もが安心して利用できる施設とする。

④ 環境に配慮した施設づくり

⇒周辺環境に配慮するとともに、カーボンニュートラル等の環境課題に対応した施設とする。

⑤ 維持管理がしやすく効率的な施設づくり

⇒コンパクトで効率的な施設配置による事業費の削減や、維持管理費の低減化を目指す施設とする。

2. 広域飯能斎場の現状と将来推計

2. 広域飯能斎場の現状と将来推計

1) 広域飯能斎場組合の概要

広域飯能斎場組合の概要は、次のとおりである。

組合の形態	一部事務組合
組合の名称	広域飯能斎場組合
斎場の名称	広域飯能斎場
組合構成市	飯能市、狭山市、日高市
共同処理する事務	火葬場及び葬祭場の設置及び維持管理並びにこれらに附帯する事務
事務所の位置	埼玉県飯能市大字飯能 948 番地の 3 (斎場内)

表 1 組合構成市の面積・人口・世帯数

組合構成市	面積(km ²)	人口(人)	世帯数(世帯)
飯能市	193.05	78,343	36,150
狭山市	48.99	149,113	71,596
日高市	47.48	54,557	24,787
合計	289.52	282,013	132,533

備考：人口、世帯数は令和 5 年（2023 年）4 月 1 日現在

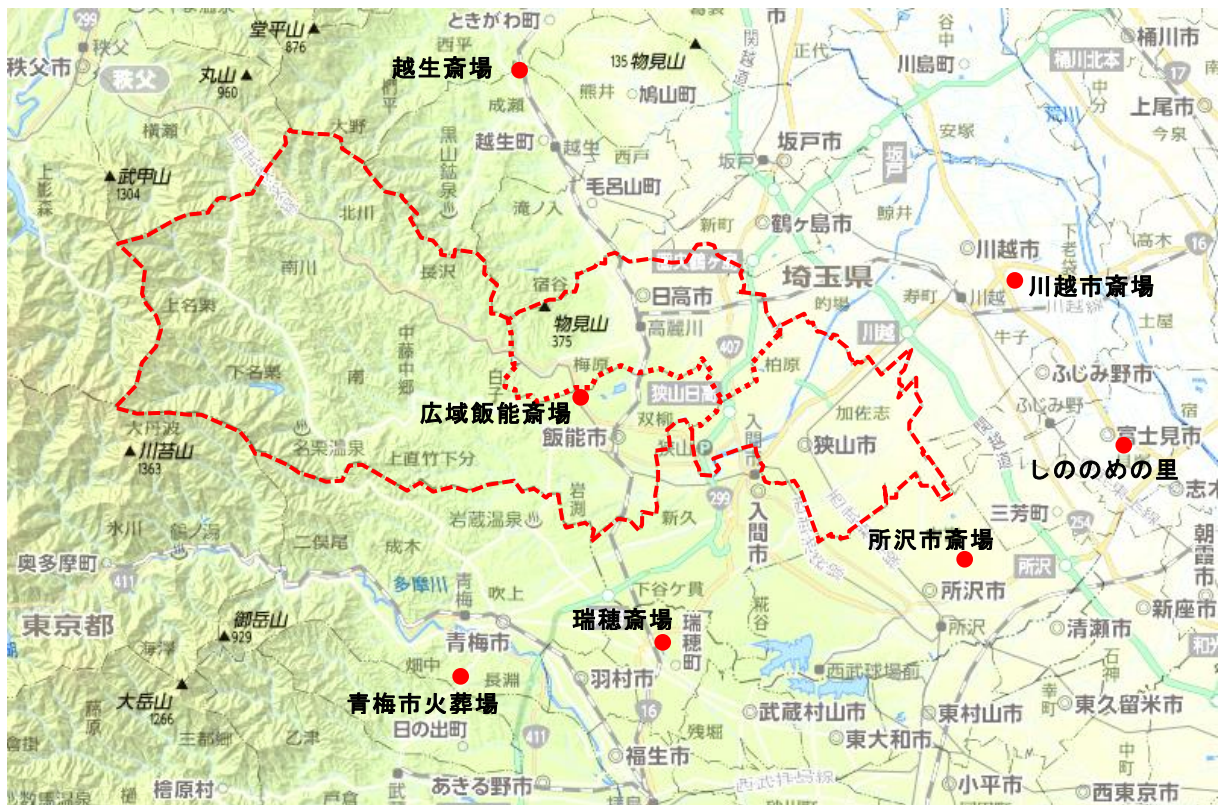


図 1 広域飯能斎場及び周辺火葬場の立地状況

2) 広域飯能斎場の概要

広域飯能斎場の概要を表2に示す。

表 2 広域飯能斎場の概要

施設の概要	敷地面積	10,702.78 m ² (全体)
	用途地域	無指定
	防火地域	無指定
	その他	市街化調整区域
建物の概要	建物構造	鉄筋コンクリート造2階建
	建築面積	1,375.02 m ²
	延床面積	1,575.17 m ²
各棟概要	火葬棟	火葬炉6基(うち2基は大型炉、6基中5基は自然排気方式、1基は強制排気方式)、炉前ホール、告別ホール、収骨室(2室)、霊安室(1室)
	待合棟	待合室(洋室36人収容5室)、大待合室(洋室64人収容1室)、待合ロビー、事務室、運転手控室
	葬祭棟	葬祭場(70席)、通夜室、遺族控室、僧侶控室、シャワー室
その他	駐車場	場内 51台(うち4台身障者用)、マイクロバス3台 臨時駐車場 60台

3) 利用件数の推移

平成30年度(2018年度)から令和4年度(2022年度)までの5年間の利用件数の推移を表3に示す。

表 3 平成30年度(2018年度)から令和4年度(2022年度)までの利用件数の推移(単位:件)

	火葬	うち直葬	葬祭場	通夜室	待合室	霊柩車	霊安室 (日数)
平成30年度 (2018年度)	2,789	416	273	273	180	169	500
令和元年度 (2019年度)	2,925	458	264	264	176	171	386
令和2年度 (2020年度)	2,956	589	208	208	191	193	360
令和3年度 (2021年度)	3,118	594	248	248	297	191	379
令和4年度 (2022年度)	3,315	705	270	270	222	190	424

① 火葬件数

火葬件数は、毎年増加しており、平成30年度(2018年度)が2,789件であったが、令和4年度(2022年度)には3,315件となり、4年間で526件の増加となっている。

火葬件数には、身体の一部などの焼却は含めていない。

② 直葬件数

直葬件数は、毎年増加しており、平成30年度(2018年度)が416件であったが、令和4年度(2022年度)には705件となり、4年間で289件の増加となっている。

なお、直葬とは、通夜や告別式などを行わずに火葬によって故人を弔う葬式の方法をいう。

③ 葬祭場及び通夜室の利用

新型コロナウイルス感染症の影響により葬儀の自粛が多かった令和2年度（2020年度）は208件となったものの、令和3年度（2021年度）は248件とやや持ち直し、令和4年度（2022年度）には270件となり、令和元年度（2019年度）以前の状況に戻ってきている。通夜室も葬祭場と一体で使用するため、同様の状況となっている。

④ 待合室の利用

待合室の利用は、一葬家1室を利用することができるが、会葬者が多い場合、追加料金を支払い、大待合室又は待合室を2つ併せた続部屋の利用が可能である。

追加料金を支払い利用された待合室の件数は、平成30年度（2018年度）は180件、令和元年度（2019年度）は176件であったが、コロナ禍の影響により広い部屋を希望する葬家が多く、令和3年度（2021年度）には297件となった。しかし、令和4年度（2022年度）には222件と減少している。

⑤ 霊柩車の利用

霊柩車の使用は、平成30年度（2018年度）169件、令和元年度（2019年度）171件、令和2年度（2020年度）には193件と増加したが、令和4年度（2022年度）には190件とわずかながら減少している。

⑥ 霊安室の利用

霊安室の利用は、平成30年度（2018年度）500日であったが、その後は毎年360日から424日の間で推移している。

火葬件数の増加に対して、霊安室の利用数は増えていない。霊安室を利用するケースは、主に葬祭場を利用する場合となるため、利用が増えていないものと思われる。

4) 火葬状況

① 火葬区分等別の状況

令和4年度（2022年度）の火葬区分等別の状況をみると、総数3,325件のうち、大人と小人が3,274件で98.5%、解剖体が27件で0.8%、焼却が10件で0.3%、胎児が13件で0.4%であった。他に改葬遺体の火葬が1件あった。

組合内の火葬件数は、3,089件（92.8%）に対し、令和4年（2022年）の組合構成市の死亡者数の合計は、3,611人であり、集計の期間が異なるが、他の火葬場を500人程度利用しているものと推測される。組合外の火葬件数は、平成30年度（2018年度）と比べ、100人程度増加している。

② 火葬時間別の火葬状況の推移

平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）までの火葬時間別の火葬状況の推移を表4に示す。火葬時間は9:30から始まり、30分間隔で14:30までの11枠である。

15:00と15:30は新型コロナウイルス感染症に関連して死亡した場合の時間の枠である。

表 4 平成 30 年度（2018 年度）から令和 4 年度（2022 年度）までの火葬時間別の火葬状況の推移

（単位：％）

火葬時間	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)
9:30	57.9	63.8	64.1	76.1	85.7
10:00	67.5	74.1	72.8	78.4	89.0
10:30	77.2	82.7	83.7	88.4	95.0
11:00	89.1	93.0	90.7	96.0	99.3
11:30	96.0	98.3	95.3	98.0	98.7
12:00	98.0	97.7	97.7	99.3	99.7
12:30	97.4	97.7	97.0	98.7	100.0
13:00	95.4	96.7	95.0	98.0	99.0
13:30	88.7	93.7	93.7	97.3	99.3
14:00	83.8	88.0	93.4	95.7	98.3
14:30	79.8	89.0	90.7	95.7	97.7
15:00	-	0.0	10.3	14.6	28.9
15:30	-	0.0	2.3	3.0	14.0
稼働日	302	304	301	301	301

平成 30 年度（2018 年度）から令和 2 年度（2020 年度）までは、年間の火葬時間別の火葬予約率が 95%を超えたのが、11:30、12:00、12:30、13:00 の 4 枠であるが、令和 3 年度（2021 年度）は 11:00 から 14:30 までの 8 枠で 95%を超えている。

令和 4 年度（2022 年度）では、9:30 と 10:00 の 2 枠以外は 95%を超えおり、12:30 の枠は 100%となっている。

③ 火葬時間別にみた月別の火葬予約状況

令和 4 年度（2022 年度）の火葬時間別にみた月別の火葬予約状況を表 5 に示す。

1 月と 2 月は、全ての時間帯で予約率が 100%となっている。3 月は、14:30 以外の全ての時間帯が埋まっている。12 月から 4 月にかけては、火葬予約が取りにくい状況であった。

12:30 は、年間を通して全ての月で 100%となっている。100%となっている時間帯が多い 11:30 から 14:00 までの枠は、年間を通して予約が取りにくい状況になっている。

表 5 火葬時間別にみた月別の火葬予約状況 令和4年度(2022年度)(単位：%)

火葬時間	令和4年度(2022年度)												計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
9:30	96.0	76.9	76.0	64.0	73.1	84.6	69.2	92.0	100.0	100.0	100.0	100.0	85.7
10:00	92.0	76.9	88.0	64.0	84.6	92.3	84.6	92.0	96.0	100.0	100.0	100.0	89.0
10:30	100.0	84.6	92.0	88.0	84.6	96.2	100.0	96.0	100.0	100.0	100.0	100.0	95.0
11:00	100.0	96.2	100.0	100.0	100.0	96.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.3
11:30	100.0	96.2	96.0	100.0	100.0	96.2	96.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	98.7
12:00	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	96.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.7
12:30	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
13:00	100.0	92.3	100.0	96.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.0
13:30	100.0	96.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	96.0	100.0	100.0	100.0	99.3
14:00	100.0	100.0	100.0	92.0	92.3	100.0	100.0	96.0	100.0	100.0	100.0	100.0	98.3
14:30	100.0	96.2	96.0	88.0	96.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	96.2	97.7
15:00	12.0	3.8	4.0	24.0	80.8	42.3	15.4	28.0	76.0	60.9	0.0	0.0	28.9
15:30	4.0	0.0	0.0	4.0	61.5	15.4	0	4.0	52.0	26.1	0.0	0.0	14.0
稼働日	25	26	25	25	26	26	26	25	25	23	23	26	301

④ 火葬までの日数

令和4年度(2022年度)の月別にみた死亡日から火葬までの日数を表6に示す。

表 6 月別にみた死亡日から火葬までの日数 令和4年度(2022年度)(単位：日)

月	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日以上	不明	計
4月	1	8	18	47	66	54	36	23	9	3	3			2	2	272
5月		6	21	46	55	58	35	19	12	2	2	2		1	3	262
6月	1	5	21	47	65	56	30	10	7	6	4	1		4	4	261
7月	2	21	40	48	45	43	25	17	7	2				1	2	253
8月	3	11	29	49	64	45	48	14	9	13	3	1		6	8	303
9月	2	16	28	49	65	49	44	17	6	4	1			2	6	289
10月		7	29	52	61	55	34	18	11	1	2			1	4	275
11月	1	1	15	23	40	44	58	36	27	12	9		1	5	3	275
12月		7	7	13	16	46	63	61	51	14	7	6	1	5	7	304
1月		1	2	10	3	9	17	21	44	62	44	24	17	18	1	273
2月					1	8	21	46	49	57	19	17	7	10	3	238
3月				1	5	31	41	59	57	40	18	7	3	4	3	269
合計	10	83	210	385	486	498	452	341	289	216	112	58	29	59	46	3,274

4月から10月までは、5日前後が最も多いが、11月、12月になると7日が最も多く、1月、2月は10日が最も多くなっている。3月は、8日が最も多くなり、待ち日数が少し改善されている。全体では、6日が最も多く、次いで5日、7日であった。

葬儀の段取りや火葬予約に支障が無い場合は、亡くなってから翌日に通夜、翌々日に葬儀・告別式を行い火葬となることから、亡くなってから3日程度で火葬が行われる。1月は14日以上が18件あり、かなり待たされる状況といえる。

令和4年度(2022年度)の月別にみた死亡日から火葬までの日数の平均を表7に示す。

火葬までの日数が長いものについては、特殊な事情があるため、分析対象から除いた。

表 7 月別にみた死亡日から火葬までの日数の平均 令和4年度(2022年度)(単位:日)

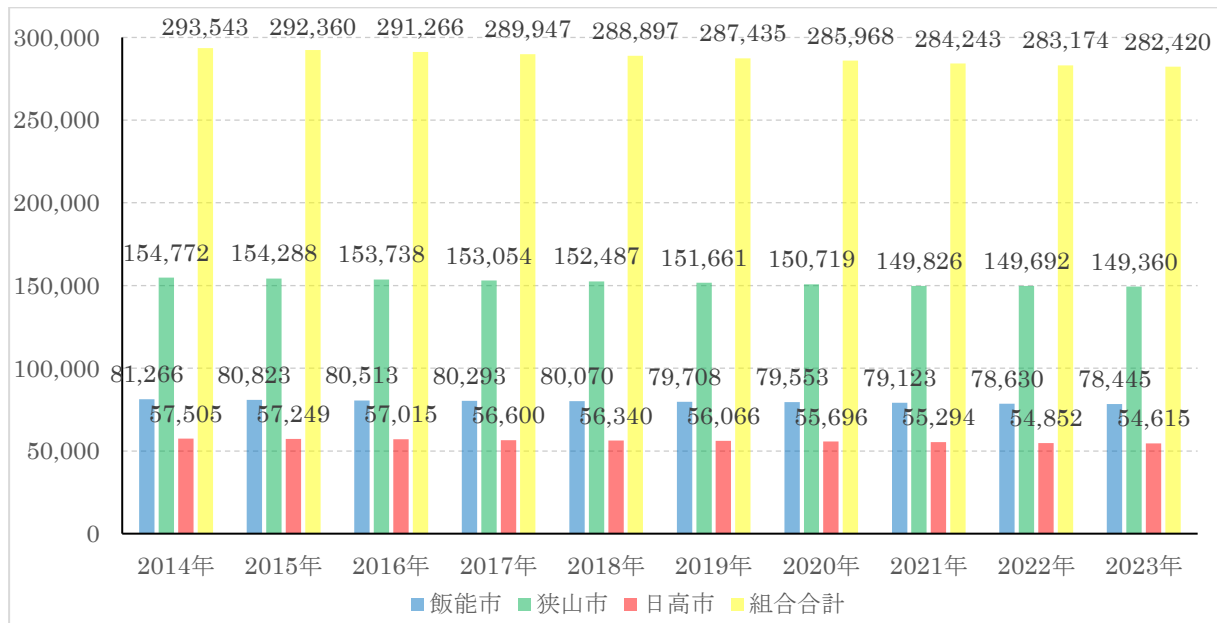
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	全体
5.6	5.7	5.5	4.9	5.6	5.3	5.4	6.7	7.4	9.9	9.4	8.5	6.6

火葬で最も長いのが1月で、死亡日から火葬までの日数が平均9.9日であった。次いで2月9.4日で、最も短いのが7月の4.9日であった。

年間平均では6.6日となっており、平成30年度(2018年度)と比べて、1日程度長くなっている。

5) 人口の推移

平成26年(2014年)から令和5年(2023年)までの、各年1月1日現在の住民基本台帳による組合構成市及び組合全体の人口の推移を図2に示す。

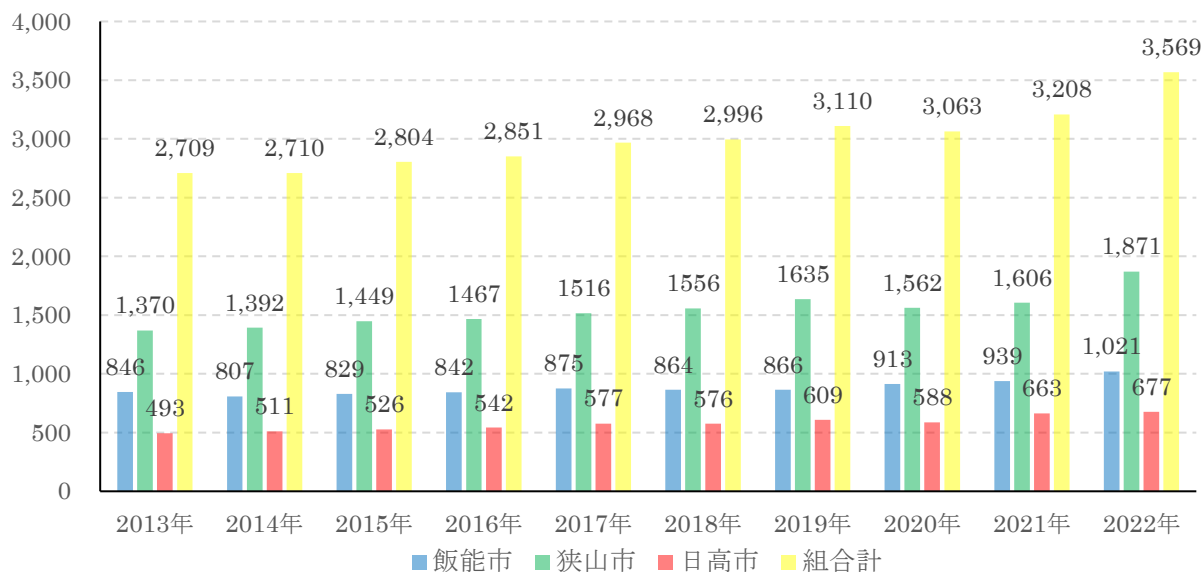


各年の住民基本台帳人口・世帯数、人口動態(市区町村別)より

図 2 組合構成市及び組合における人口の推移(単位:人)

6) 死亡者数の推移

住民基本台帳による組合構成市及び組合全体の年間の死亡者数の推移を図3に示す。



各年の住民基本台帳人口・世帯数、人口動態（市区町村別）より

図3 組合構成市及び組合における死亡者数の推移（単位：人）

7) 死亡者数の将来推計

令和5年（2023年）12月に国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）から、令和2年（2020年）の国勢調査を基に、令和2年（2020年）10月1日から令和32年（2050年）10月1日までの30年間（5年ごと）について、男女年齢（5歳）階級別の都道府県別・市区町村別に将来人口を推計した結果が、地域別将来推計人口として出されている。

また「人口問題研究」（Journal of Population Problems 第76巻第1号 2020年3月25日発行、編集者・発行者 国立社会保障・人口問題研究所）の特集I 地域別将来人口推計の中で、日本の地域別将来推計人口からみた将来の死亡数（菅桂太・小池司朗・鎌田健司・石井太・山内昌和）として、生残率仮定値※を用いて、「地域推計」と整合的な将来の死亡数の推計を行っている。その死亡者数の推計値を表8に、5年間について年間の平均としたものを表9に示す。

※「社人研」では、60-64歳→65-69歳以上の生残率については、同じ都道府県に属する市区町村間においても生残率の差が大きく、将来人口推計に対して生残率がおよぼす影響も大きくなるため、都道府県とそれに含まれる市区町村の較差を利用して生残率の仮定値を設定した。

表 8 死亡者数推計値

名称	死亡者数推計（単位：人）				
	2020-2025年	2025-2030年	2030-2035年	2035-2040年	2040-2045年
飯能市	4,828	5,212	5,553	5,725	5,669
狭山市	8,752	9,737	10,455	10,706	10,378
日高市	3,303	3,689	4,045	4,215	4,147
合計	16,883	18,638	20,053	20,646	20,194

社人研：市区町村別参考表 市区町村別死亡数と指数より（年数期間は10月～9月）

表 9 死亡者数推計値の5年間の年平均

名称	死亡者数推計（年平均）（単位：人）				
	2020-2025年	2025-2030年	2030-2035年	2035-2040年	2040-2045年
飯能市	966	1,042	1,111	1,145	1,134
狭山市	1,750	1,947	2,091	2,141	2,076
日高市	661	738	809	843	829
合計	3,377	3,727	4,011	4,129	4,039

社人研：市区町村別参考表 市区町村別死亡数と指数より（年数期間は10月～9月）

死亡者数の推計結果をみると、ピーク期（2035年10月から2040年9月まで）において5年間の平均で、飯能市は1,145人、狭山市は2,141人、日高市は843人となる。組合合計では4,129人と推計される。

3. 必要炉数と必要機能

3. 必要炉数と必要機能

1) 火葬炉数の算出の考え方

8ページの死亡者数の将来推計で示したものを基に推計すると、ピーク期の火葬件数は平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）までの平均の**1.295**倍となると想定され、令和4年度（2022年度）の日別火葬状況を基に、整理すると、年間の1日当たりの平均火葬件数は13.7件/日となり、繁忙期の12月の平均火葬件数は15.1件/日と想定されるため、1日16件の受入れに対応できれば、ピーク期の冬季の繁忙期にも対応できることになる。

そのため、1日当たり16件の受入れに対応できる火葬炉数とする。

2) 必要な火葬炉数

火葬需要のピーク期に対応可能であり、火葬炉の故障など不測の事態にも備える必要があることから、8基1炉1炉前ホールとする。

3) 必要機能と施設

新斎場の整備にあたっては、高齢化の進展に伴う将来の火葬需要の増加に対応できる施設能力を備えるとともに、現在の葬送習慣を的確に捉えつつ、葬送形態の多様化などの新たなニーズにも対応できる施設機能とし、関係法令や基本方針に基づき、下記の機能並びに施設を整備するものとする。

① 火葬関連施設

- ・車寄せ、エントランスホール、告別室及び収骨室（一体型）、残骨灰室、火葬業務関連諸室、霊柩車、霊安室

② 待合施設

- ・待合室、待合ロビー、売店、自動販売機、運転手控室、更衣室、キッズスペース、授乳室、おむつ交換スペース

③ 式場施設

- ・葬祭場、通夜室

④ 管理施設

- ・事務室、会議室、専用書庫

⑤ その他施設

- ・トイレ、バリアフリースペース、駐車場

各諸室の仕様及び詳細に関しては、今後の社会状況の変化等を踏まえ、検討を行いながら基本設計時に確定するものとする。

4. 火葬炉設備計画

4. 火葬炉設備計画

1) 火葬炉設備の基本方針

火葬炉設備に関する基本方針は、次のとおりとする。

- ・ばい煙、悪臭、騒音、振動及びダイオキシン類の除去対策等の公害防止及び周辺環境にも十分配慮した設備とする。
- ・諸設備は、高い安全性と信頼性及び十分な耐久性を有し、かつ、維持管理が容易なものとす
- る。
- ・火葬炉の運転・維持管理の省力化及び諸経費の軽減が図られた設備とする。
- ・遺体の尊厳に十分配慮した設備とする。
- ・施設の作業環境及び労働上の安全・衛生に十分配慮した設備とする。
- ・炉停止等の緊急時における体制・対応を整備する。
- ・災害時の対応を考慮した設備とする。

2) 使用燃料と環境改善

① 使用燃料

維持管理費の圧縮やカーボンニュートラルを目指す視点から、都市ガス又は LPG（プロパンガス）とすることを検討する。

② 環境改善

火葬炉設備を、「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」に対応したものと

する。

- ・再燃焼炉での排ガスの滞留時間を1秒以上確保する。
- ・主燃焼バーナー着火時点から800℃以上の必要温度を保持できるようにし、再燃効果を高め悪臭物質の無公害化をより促進する。
- ・バグフィルター集じん装置を設置し、高効率でばいじんを除去する。
- ・密閉構造とし、不要な空気をコントロールすることにより、無駄な燃料使用量を抑え、二酸化炭素の排出の低減を図るものとする。

3) 排気系列と排ガス冷却方法

建設コストと維持管理費の面で優れ、省スペースで設置が可能なため、排気系列は2基1系統とし、排ガス冷却方法は排熱利用もできる熱交換器併用型とする。

4) 運営支援システム

火葬予約や斎場運営の省力化や効率化を図るため運営支援システムを導入する。

5. 建替え計画

5. 建替え計画

1) 設計方針

建替えにあたり、生活関連施設である斎場を休止しての工事は難しいため、現斎場を稼働しながら行うものとする。

また、建物配置について制限が出てくることから、現況の敷地に合わせて、都市計画決定の変更手続を行う。

規模は火葬炉8基を設置し、待合室は火葬炉数と同数とし式場を設置する。

下記内容に配慮した工事計画とする。

- ・ 工事中の会葬者動線の安全性を確保する。また、会葬者が滞在中は工事による騒音、振動には十分注意し、葬送行為への影響を最小限とする。
- ・ 工事中の葬列車両の安全性を確保する。
- ・ 工事中の現場事務所、資材置場、工事車両の駐車場はできるだけ敷地内に確保する。

① 施設方針

(1) 同時受入れに対応する平面構成

社会構造の変化とともに、葬送行為に対するニーズも変化している。直葬の増加にみられるように、斎場に対して最後のお別れの場としての役割が期待される。

新斎場の整備にあたっては、より充実した葬送行為ができるようにするとともに、同時受入れにも対応しつつ、告別や収骨の際は故人の尊厳やプライバシーへの配慮などから、炉前ホールの個別化を図るものとする。

(2) 適切な空間整備

新斎場の整備にあたっては、将来の火葬件数の増加や会葬者数の実情に応じた収容人数に対応した空間となるよう、適切な空間の整備を図る必要がある。

(3) バリアフリー化・ユニバーサルデザインへの対応

新斎場の整備にあたっては、バリアフリー化により、台車や車イスなど利用の際のスムーズな移動を確保するほか、ユニバーサルデザインに対応した施設とする。

(4) ダイオキシン類削減対策指針への対応

平成12年(2000年)3月に厚生省(現厚生労働省)から「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」が公表されていることから、新斎場の整備にあたっては、同指針に対応した火葬炉設備を設置する。

(5) 効率的な施設配置

会葬者のみならず、職員側の利便性も考慮した動線計画とし、業務の効率化を図る。

② 構造計画

不特定多数の人が利用する公共施設であるため、大地震発生時においても建物の損傷が軽微なものにとどまる耐震性能及び火葬機能を早急に復旧できる性能とする。

③ 設備計画

設備計画の基本方針は次のとおりとする。

(1) 省エネルギー・省CO₂・経済性

- ・高効率機器や照明昼光連動制御、節水型器具等などを採用しエネルギー消費量を削減する。
- ・再生可能エネルギーの有効活用やエコマテリアルケーブルの採用を検討する。
- ・各種省エネルギー手法を採用し、「ZEB Ready」を目標とする。

(2) 快適性・維持管理性

- ・騒音値を抑え、静寂性に配慮する。
- ・維持管理の容易な機器を採用し、ライフサイクルコストに配慮する。
- ・採用する機器は、汎用品を主体に計画し、将来の変化に経済的かつ柔軟に対応できるものとする。

(ア) 空調設備

- ・設置費用や維持管理を考え、個別に制御できるようにする。
- ・炉前ホール及び待合室は、会葬によって利用人員が異なるため、室ごとに温度管理ができるものを検討する。
- ・室内機の仕様は、部屋の意匠性やメンテナンス性を考慮する。
- ・火葬炉室は、スポットエアコンを設置するなど、作業に応じて運転を行い、職員の作業環境に配慮するものとする。

(イ) 照明設備

- ・明るさセンサー、人感センサーによる適正照度補正と省力化を図る。
- ・施設用途を踏まえた落ち着いた落ち着きのある照明計画とする。
- ・LED照明器具を採用し、メンテナンスを省力化する。

(ウ) 衛生器具設備

- ・節水型器具を選定し、小便器の個別センサーや洗面器は、自動水栓等とする。
- ・バリアフリートイレは、オストメイト対応とする。
- ・個室トイレには呼び出しボタンを設置し、緊急時呼び出し対応可能とする。

(3) 安全性・信頼性

- ・非常用発電機による、商用電源途絶時の火葬炉設備電源のバックアップ体制を構築する。
- ・耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（令和3年版）」における次の分類とする。
構造体「Ⅱ類」、建築非構造部材「A類」、建築設備「甲類」

- ・耐震施工については、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」に準拠する。
設備機器の耐震クラス「A」、重要機器：給水機器（水槽類、ポンプ類）、防災設備

④ カーボンニュートラルへの対応

火葬炉設備自体が高温となり、炉室はかなりの高温となる。また、火葬炉からの排ガスは、200℃となることから、炉室や火葬炉設備からの排熱利用を検討する。

太陽光発電システムについては、冬季は日射が期待できないこともあり、設置については、費用対効果を含め、基本設計時に全体の設備計画と合わせて検討するものとする。

将来のエネルギーの転換を見据え、水素やバイオ燃料などの利用を含め、設備の更新がしやすいものとする。

⑤ 業務継続計画（BCP）

感染症や大地震などの災害が発生した場合においても、業務を継続する必要があるため、業務継続計画を実施設計時に策定する。

2) 建築予定地の概要

① 計画地について

(1) 位置

現齋場は、飯能市と日高市との市境に位置し、狭山市からも近い場所である。開場から40年以上が経過し住民の方からも広く認知されており、近隣住民の方々の協力により良好な環境で運営されている。

(2) 周辺環境

現齋場は、西武鉄道武蔵丘車両基地に隣接した雑木林に囲まれた場所にある。北側に武蔵の森病院があり、東側はゴルフ場となっている。南側の国道沿いには、ショッピングセンターがある。敷地北側は、がけ地であり、法枠による補修が行われている。

(3) 交通

現齋場は、国道299号に面する。

西武池袋線 飯能駅より国際興業バス「飯能齋場」下車 約1分 タクシーで約10分

西武池袋線・JR八高線 東飯能駅よりタクシーで約10分

駐車場 普通車107台 身障者用4台 マイクロバス3台

② 法令・周辺インフラについて

(1) 法規制

住所	: 埼玉県飯能市大字飯能 948 番地の 3
敷地面積	: 10,702.78 m ² (現状の全体面積) 都市計画決定 0.8ha ※ 都市計画決定の変更が必要となる
区域区分	: 市街化調整区域 (都市施設)
建蔽率	: 60%
容積率	: 200%
防火地域の指定	: 無し
道路斜線	: $\triangleleft 1.5$
隣地斜線	: 31m + $\triangleleft 2.5$
北側斜線制限	: 無し
日影規制	: 無し

(2) インフラストラクチャー

上下水道	: 上水道有り、汚水・雑排水の処理は合併処理浄化槽を使用
電気	: 引込有り
都市ガス	: 引込無し

3) 建替え案の検討

葬儀式場棟の位置に新しい斎場の建設をする場合の工事工程例を図4に示す。

図4 建替え工事工程例

	工事工程図	工事概要
ステップ1		<ul style="list-style-type: none"> ・現場事務所設置 ・建物解体 ・解体場所整地 ・仮駐車場整備 <p>※ 建替え工事中は葬祭場・通夜室・霊安室・駐車場の利用について制限を受ける。</p>
ステップ2		<p>新火葬・待合棟建設</p> <p>1階：火葬炉、火葬設備</p> <p>2階：待合室</p>
ステップ3		<ul style="list-style-type: none"> ・既設火葬棟・待合棟解体工事 ・新式場棟建設 ・新斎場供用開始 ・外構工事、駐車場整備

※ 本計画は、現時点での想定であり、今後の設計などの段階で変更となる可能性がある。

6. 事業実施計画

6. 事業実施計画

1) 概算事業費の算出

建設事業費等の試算を表 10 に示す。試算にあたっては、類似の先行事例や国土交通省が示している単価などを参考に算出した。現斎場の基本機能は維持し、簡素で機能的な新斎場を念頭に、各組合構成市の厳しい財政事情を踏まえ、事業費の削減に努める。

表 10 概算事業費試算表

区 分	試算額	内 訳
設計費	18,200 万円程度	基本・実施設計費
建設工事費	338,600 万円程度	建築工事費、火葬炉工事費、 外構工事費、現斎場解体工事費、 工事監理費
合 計	356,800 万円程度	
備考 上記の試算には測量費、周辺環境整備に係る費用、備品購入費、事務費、職員人件費は含んでいない。 また、今後の設計等で必要な追加費用が判明し、事業費が変動する可能性がある。		

2) 建設事業の財源

建設事業費については、国県からの補助あるいは地方交付税による算入措置等はない。そのため、各組合構成市からの建設費負担金を広域飯能斎場施設建設基金に積み立て、事業費に充てるものとし、不足額を借入れにより賄う予定である。

借入れにあたっては、地方債発行による方法（充当率75%）と埼玉県ふるさと創造貸付金（充当率100%）を活用する方法がある。

新斎場の基本設計により、建設事業費の決定に併せて、それぞれの借入方法の特徴を精査し、各構成市への負担に配慮して、資金調達方法を決定する。

3) 事業の経過と今後のスケジュール

- 令和 3 年度 組合構成市担当課を交えて広域飯能斎場のあり方を検討
- 令和 4 年度 組合構成市担当課を交えて広域飯能斎場のあり方を検討
- 令和 5 年度 アンケート調査の実施、パブリックコメントの実施、基本計画の策定
- 令和 6 年度 炉メーカー選定、設計業者選定
- 令和 7 年度 基本設計
- 令和 8 年度 実施設計
- 令和 9 年度 新斎場建設工事
- 令和 10 年度 新斎場建設工事
- 令和 11 年度 新斎場建設工事竣工・供用開始